廿日市市市民活動ネットワーク登録団体

提案型連携事業実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、廿日市市まちづくり基本条例（平成24年制定） の基本理念に基づき、廿日市市市民活動ネットワーク登録団体や、町内会などのコミュニティ活動やボランティア、ＮＰＯなど様々な分野で展開している市民活動団体から提案された、多様化する地域課題や社会的課題の解決及び地域の特性を活かしたまちづくりに関する事業を、廿日市市市民活動センター指定管理者が中心となって団体等と連携して取り組むことについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業種別）

2　団体及び指定管理者が連携して実施する事業（以下「連携事業」という。）の種別は、次のとおり とする。

1. ネットワーク登録団体が主体となって行う提案型連携事業

廿日市市市民活動センターのネットワーク登録団体が、廿日市市が提唱する協働によるまちづくり推進計画に基づき、団体が持つ技術又は知識を活かした事業提案により実施するもの

1. その他団体からの提案型連携事業

その他の団体からの地域の特性を活かした取り組み又は地域の課題解決に向けた事業提案により実施するもの

（団体の要件）

第２条 連携事業を提案できる団体は、廿日市市市民活動センターネットワーク登録団体及び廿日市市内において活動する下記の団体とする。

（１） 廿日市市内に主たる事務所及び活動場所があること。

（２） ５人以上の構成員で組織されていること。

（３） 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。

（４） 予算及び決算について、適正な会計処理が行われていること。

（５） 原則、提案時において１年以上継続して活動し、かつ、引き続き活動が見込まれること。

（６） 活動の目的が宗教及び政治に関するものでないこと。

（７） 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（対象連携事業）

第３条 連携事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（１） 廿日市市内で実施される公益的な事業であり、団体及び指定管理者が連携して取り組むことによって、地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業

（２） 廿日市市が現在行っている事業又は新たに団体が企画を提案する事業において、具体的な効果や成果が期待でき、住民サービスの向上が図られる事業

（３） 連携の役割分担が明確かつ妥当で、連携して実施することにより相乗効果が期待できる事業

（４） 先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新しい視点による事業

（５） 予算の見積もり等が適正である事業

（６） 団体が実施可能な事業

（７） 協働のまちづくりの視点から、ネットワーク登録団体・その他団体及び指定管理者が相互に信頼関係を構築し、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができる事業

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

（１） 営利を目的とするもの

（２） 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

（３） 政治、宗教及び選挙活動に関わるもの

（４） 施設等の建設及び整備を目的とするもの

（５） 政策の提案（政策提案のための調査など）

（６） 学術的な研究事業

（７） 事業実施を伴わない調査

（８） 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント

（９） 国、県及びこれらの外郭団体から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの

（10） 公助良俗に反するもの

（実施期間）

第４条 提案型連携事業の実施期間は、単年度を原則とする。ただし、実施効果が高く協働のまちづくりの推進に有効であると指定管理者が認めた場合は、３年間を上限として提案型連携事業を実施することができるものとする。

２ 前項ただし書に該当する場合は、毎年度、次条に規定する書類を指定管理者に提出するとともに、第６条 に規定する審査の対象とするものとする。

（連携事業の提案）

第５条 連携事業を提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、提案型連携事業提案書（別記様式第１号）に掲げる書類を添付し、別に指定する期日までに指定管理者に提出するものとする。

（１） 提案型連携事業計画書（別記様式第２号）

（２） 提案型連携事業収支予算書（別記様式第３号）

（３） 団体の概要書（別記様式第４号）

（４） 団体の定款、規約、会則等

（５） 役員及び会員名簿

（６） 団体の前年度活動報告書

（７） 団体の前年度収支決算書

（８） 団体の法人住民税納税証明書（納税義務のない団体は不要）

（９） その他指定管理者が必要と認めるもの

（審査）

第６条 指定管理者は、前条の規定により提案書の提出があったときは、連携事業の適否についての審査を行う。但しその審査は指定管理者と提案者が協議して行うことで一方的な審査としないこととする。

２ 審査会は第３条に照らし合わせて行うもので、提案された連携事業の実現可能性、予算執行の適正さ、採択の適否、採択に必要な条件等を決定し、指定管理者と提案者が合意の結果として行われるものとする。

（連携事業の決定）

第７条 指定管理者は、前条第２項の規定により、事業実施の可否について決定し、提案団体に対し審査結果を通知するものとする。

２ 但し指定管理者は、提案型連携事業の実施について、必要な条件を付すことができる。

（協定書の締結）

第８条 前条の規定により事業実施の対象となった団体（以下「実施団体」という。）及び指定管理者は、具体的な役割分担を協議し、事業実施に当たっての基本的事項、役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を締結するものとする。

２ 実施団体の代表者は、前項に規定する協定書に基づき、個人情報保護に関する誓約書を指定管理者に提出するものとする。

（補助対象経費）

第９条 補助事業に係る対象経費は次に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

２ 提案型連携事業の補助金の額は、１事業につき３万円を上限とする。

３ その他団体提案型連携事業の補助金の額は、１事業につき３万円を上限とする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条に規定する採択通知を受けた実施団体は、提案型連携事業補助金交付請求書（様式第５号）を指定管理者に提出するものとする。

（事業内容の変更等）

第11条 実施団体は、事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、提案型連携事業変更（中止）申請書（別記様式第６号）を、速やかに指定管理者に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２ 指定管理者は、前項の規定により申請があったときは、その可否を書面にて実施団体に通知するものとする。

３ 実施団体は、当該事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに指定管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 指定管理者は、実施団体に対し、当該事業の実施状況について、聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

（実績報告）

第13条 実施団体は、事業完了の日から30日以内に提案型連携事業実績報告書（別記様式第10号）、提案型連携事業収支決算書（別記様式第11号）及び別に定める自己評価シートを指定管理者に提出しなければならない。

２ 実施団体は、当該団体の事業年度終了後90日以内に、団体の事業報告書及び収支決算書を指定管理者に提出しなければならない。

３ 実施団体は、第９条の規定により交付を受けた補助対象経費に余剰が発生した場合は、その余剰金を指定管理者へ返還しなければならない。

（報告会）

第14条の２ 指定管理者は、連携事業の実施団体による事業報告会（以下「報告会」という。）を公開により実施することができる。

２ 指定管理者は、前項の報告会に、提案型連携事業を所管する市の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（情報公開等）

第15条 指定管理者は、第５条の規定による提案の概要及び第７条の規定による提案団体の名称等について、広報はつかいちへの掲載その他指定管理者が適当と認める方法により公表することができる。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第16条 実施団体は、当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業実施年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。